1 課税の目的

地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図るため、<u>青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例(共生条例)と一体となって、その政策効果・実効性を補完することにより、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入につなげることを目的として、再生可能エネルギー共生税を課する。</u>(法定外普通税)

2 課税の仕組み

(1) 課税の対象

- 太陽光又は風力を電気に変換する施設であって事業 の用に供しているもの(再生可能エネルギー発電施設)
- 対象とする発電施設の出力は、太陽光2,000kW以上、 風力500kW以上(共生条例と同様)
- ※1 海域又は建築物に設置される施設は対象外
- ※2 条例施行時に現に所在する施設、環境影響評価書の公告、工事の届出・着手・完了した施設は適用外

(2) 納税義務者

再生可能エネルギー発電施設の所有者

(3) 非課税事項

- ① 国・地方公共団体が所有する再生可能エネルギー 発電施設
- ② 共生区域に設置された再生可能エネルギー発電施設 (県の認定を受けた設置計画に係るものに限る)

(4) 課税標準

賦課期日(1月1日)現在における再生可能エネルギー 発電施設の総発電出力

3 税 率

共生条例で定める地域区分に応じて、設定

所在する地域	太陽光発電施設	風力発電施設
保護地域	4 1 0円/kW	1,990円/kW
保全地域	4 1 0円/kW	1,990円/kW
調整地域	110円/kW	3 0 0円/kW

4 納税の方法(普通徴収)

- ① 県は納税義務者に対し、税額等を記載した納税通知書 と納付書を交付
- ② 納税義務者は、県から交付された納付書により納税
- ③ 納期は、4月、7月、12月、翌年2月の4期

5 賦課徴収に関する申告

- 納税義務者は、毎年1月1日現在における再生可能工 ネルギー発電施設について、賦課徴収に必要な事項を記 載した申告書を、1月31日までに県に提出
- 申告すべき事項について正当な事由がなく、申告しな かった場合は、10万円以下の過料

6 施行期日

令和7年10月7日